

令和6年第1回 須谷地区住民説明会の質疑回答（要約）について

○ 日時：令和6年6月3日～6月13日

○ 参加人数：延べ人数 137名

No.	発言	回答
1	今回が初めての正式な住民説明会か。	これから詳しく説明していきますので、1回目と考えていただいて構いません。
2	有田市の職員が出席していない理由は何か。	今回の説明会はこれまでの経緯ということで、組合主催で行いました。然るべき時期には同席にて行います。
3	他の班での意見や質問を周知してもらえるか。	7月下旬に施設整備計画について説明する予定にしており、その前に意見等を集約し、皆さまに周知します。
4	小島地区での説明会と比べ資料が少ないのはなぜか。	小島地区の説明会で提出した資料は1枚で、須谷地区は2枚です。資料が少ないということはありません。
5	次回から全体で説明会をしてもらえるのか。	お互い協議のうえ進めていきます。
6	須谷地区以外の地区への説明会はどう考えているか。	まずは須谷地区の皆さまへの説明をしています。そのうえで、必要に応じて開催したいと考えています。
8	なぜ、これまで須谷地区への説明がなかったのか。 組合が令和4年に循環型社会形成推進地域計画を県に提出しているのに、事前に住民に説明がなかったのはなぜか。	これまで全く説明をしていないわけではなく、自治会役員を対象に説明・協議を行ってきました。また令和5年12月には、説明会や施設整備計画（概要）の配付をするなど、周知をしてきました。 循環型社会形成推進地域計画は、計画段階での調査費用等も含めて交付金をもらうために提出したもので、事前説明をしなければいけないというものではありませんが、丁寧な説明が不足していたかもしれません。今後、自治会役員と協議し、区民の皆さまへしっかり周知してまいります。
9	須谷へは建たないという覚書があったにもかかわらず、須谷地区からの宣言届を受理したのはなぜか。まず覚書を変更すべきでなかったのか。	その時点の須谷地区の意向と受け止め、自治会役員との協議のうえで、宣言届を受理しました。覚書は令和3年3月12日に変更しました。
10	令和3年3月31日までに閉鎖するという覚書を守るため、民間に委託する選択肢はなかったのか。	検討しましたが、最終的に組合として現施設を10年延長する選択をしました。
12	これまでのことを全く聞いていないという地権者がいるがどうなっているのか。	すべての地権者に対して、所有地が新ごみ処理施設建設の対象として計画が進行中であることや環境影響調査等の調査を行うための説明をしています。
13	候補地を選定する過程において、有田市で他の候補地はなかったのか。	宮原町畑地区が候補地として挙がりましたが採用に至りませんでした。
14	候補地選定にあたり、建設地との距離など条件はあるか。別の問題だが、半径200m以内に10軒以上あれば住居密集地との判例もある。	具体的な基準は設けていませんが、まとまった集落から離れていることを考慮しました。
15	候補地選定の条件に『まとまった集落から離れていること』とあるが、候補地近隣に12戸入居できるマンションがあるが、どういうことか。	なるべく少ないほうが良いとしているためであり、具体的な基準は設定していません。
16	建設予定地について、須谷地区の西側など他の場所は考えなかったのか。	総合的に判断して選定しました。
17	須谷地区に建設することを決定したのか。	須谷地区で進めていくことは決定していますが、場所は地権者との合意形成もありますので、決定ではありません。
18	ごみ処理場を建設するにあたり住民の同意は必要か。	地区との合意形成は重要事項であると認識しています。地区から提出いただいた宣言届、覚書を基本に進めています。
19	もし反対すればどうするか。	須谷地区として反対ということになれば、計画は止めることになります。宣言届、覚書に基づいて進めているので、組合として丁寧な説明に努めます。
20	地権者が反対しても建設するのか。	一般的には地権者の反対があればできません。ご理解いただけるよう説明します。

21	建設する際の条件はあると思うが、自治会の意に沿わないものであっても建つのか。	相反する意見がある場合などすべての意見は反映できないため、今後自治会と協議し決めていくことになります。
22	現施設をすぐに解体撤去し、民間委託しながら新施設を建設することはできないか。	現施設は令和12年度まで使用することを前提に交付金を活用しているため、現施設を使用することが望ましいと考えます。
23	令和12年度まで延長して現在の施設を稼働することのだが、計画が進まない状態で令和12年度を迎えた際はさらに延長するか。	技術的な観点から、建物そのものが耐用年数となるため不可能であると思います。現施設の10年延長を認めていただいていますので、この間に新施設が建設できるよう計画を進めています。
24	事業の最終決定は誰がどのようなかたちで行うか。	最終的には管理者会（有田市長、有田川町長、湯浅町長）で判断します。
25	現時点の進捗状況はどうか。	須谷自治会からの宣言届を受け、令和3年に建設予定地を自治会に提案し計画を進めてきましたが、令和5年12月の説明会でこれまでの経緯を知らないという意見がありましたので、説明をしている状況です。これまでのスケジュールについては、令和5年12月に配付した資料のとおり進めてきました。
26	須谷に建設するメリットとデメリットについて回答してほしい。	メリットは、須谷地区が懸念されている水害問題のリスクの低減につながることです。その他、雇用の発生等、地域の活性化が期待できます。デメリットとして特に想定されることは風評被害ですが、全国のような施設周辺をみてもそのような事象はありません。
27	以前、御所市に施設見学に行った際は須谷地区住民だけだったが、今後、宮原地区、糸我地区の住民を対象とした見学予定はあるか。	須谷地区以外の先進地視察は想定していませんが、他地区から要望があれば検討します。
28	令和13年に竣工するとしたら、計画のリミットはいつか。	計画では、工事着工は令和8年度を予定しています。
29	7月の説明会までにどのようなことをするか。	今回の説明会の意見等を集約し、皆さまに周知します。
30	建設予定地とあるが、用語について説明してほしい。	絞られて1か所になった場合に「予定地」と呼んでいます。決定したものではなく循環型社会形成地域計画を提出する際に、建設予定地という表現を使用しています。
31	循環型社会形成推進地域計画はどの法律に基づいて提出されているのか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関連はしますが、循環型社会形成推進基本法になります。これは環境基本法の基本理念にのっとり策定されたものとなります。
32	建設届はいつ出す予定か。建設費が130億円とのことだが、進んでいないとしながらも建設届の用意をしているのではないかと疑念も抱く。	建設に関わる届出は工事受注者が決定してからの作業となりますので今のところ未定です。
33	建物の説明はいつするか。	次回の説明会において行う予定です。
34	施設の内容について決まっているか。	次回の説明会にて説明予定です。
35	17,000㎡の面積があれば建設できるのか。	焼却棟、リサイクル棟、管理棟を配置し、17,000㎡で収まる計画としています。
36	建物の高さはどのくらいか。	一般的なマンションの5階程度の高さになると思われます。
37	煙突の高さはどのくらいか。	現計画では59mです。

38	ごみピットの高さはどのくらいか。	次期施設に関しては今後検討します。（現施設はプラットホームから底盤まで約9mです。）
39	地面は嵩上げすることになるのか。現施設もごみピットが大きいので、上げているのではないか。	詳細は今後協議します。現施設については、過去の経緯をみると増水時に水の流れを阻害しないようピロティという嵩上げ方法をとったものと思われます。
40	次期施設は、現施設の建物をイメージすればよいか。	現施設はピロティという柱がたくさん建っていますが、それはなくなる予定です。また、煙突は自立型ではなく建物に付随して目立たなくなります。
41	どのような種類のごみが入ってくるか。	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック、小型家電の予定です。
42	1日に何時間稼働するか。	24時間稼働する予定です。
43	プラスチック以外の搬入されるごみの量はどうか。	湯浅町のごみを見込んだ令和13年度のごみ搬入量は令和4年度と比較して1日あたり約4t増加する予定です。
44	ビニールなども焼却できるか。	焼却は可能ですが、分別は「燃えるごみ」ではなく、これまでどおりきれいなものは「プラスチック」、汚れが取れないものは「不燃ごみ」として扱う予定です。
45	地下水（井戸）に影響はないのか。	通常は井戸の取水する深さが違うので影響はないと考えています。
46	施設の排水による周辺への被害等の問題はないのか。	施設で使用した水はすべて場内で再利用しますので、排水は雨水のみとなります。流量調整槽を設けますので、雨水の排水量を調整しながら排水することになります。
47	煙突からの排ガスはどのくらいの距離を飛ぶか。吸っても問題ないか。	現在、生活環境影響調査（ごみ処理施設が周辺地域に与える影響の予測・分析）をしていますが、排ガスは距離に関係なく生活に影響のないものとなります。
48	施設から出る排ガス、埃はどうか。	埃は、『ばいじん』と呼ばれますが、バグフィルターというフィルターを通過してろ過しますので、クリーンな排ガスとなります。また、他の物質についても薬剤により処理を行いますので煙突から出る排ガスはほとんど水蒸気となります。
49	ごみ処理施設が原因で建物や農作物等に被害が出た場合は補償してくれるのか。	そのような被害補償に対応できる仕様書を検討します。施設が原因で何らかの被害が出た場合は、組合が責任をもって対応します。
50	ごみを処理するのに水はどのくらい必要か。	現施設ではごみ1tを処理するために約2tの井戸水を使用しています。
51	建設予定地周辺の道路はどうか。	建設予定地の中央東寄りを南北に通っている道路は施設敷地となる予定です。北側、西側、南側の道路はそのまま残る予定です。
52	工事が始まると住民の交通の妨げにならないのか。	運搬車や重機についてはできるだけ敷地内に入れる、通勤通学時間を避けるなどの対策をするのが一般的です。
53	建設工事中、交通事故が懸念されるが、どのような対応をするか。	実際に建設するとなれば、まずは周辺の皆さまへの説明、周知が重要です。工事を行う際は工事計画書を作成し、事故が起こらないよう対策します。
54	実際に工事が行われると苦情や要望が発生すると思われるが、どこに連絡すればよいか。	工事を行う際は、工事受注者や施工体制、工事内容、進捗状況等を皆さまに適宜お知らせします。

55	施設そのものは公害等がないということは理解できるが、交通状況の悪化やパッカー車による汚水の状態、さらには利用者と施設とのトラブルはどう考えるか。	パッカー車による交通渋滞は極力避けるよう、施設内での渋滞は生じて一般道路への影響がないよう配慮します。パッカー車の汚水の問題や施設での利用者と従業員のトラブルは運営上の問題となりますので徹底した教育指導を行います。
56	ごみの搬入搬出について、搬入時の渋滞緩和は理解できるが、搬出時に道路に出る際、危険だと思うが大丈夫か。	搬入搬出時には歩行者等に留意するよう指導を徹底します。
57	新施設完成後、現施設周辺の樹木伐採などをしてもらえるか。	関係機関と協議します。
58	都会では苦情はないのか。	収集や運搬、排出、分別処理などについては、幾分苦情等があるようですが、施設そのものに対する苦情はほとんどないと把握しています。
59	東京都など都会のごみ処理施設では周りの住民に対してのケアはどのようなものがあるか。	運営委員会のような組織を作り、地域と一体となって環境衛生の向上に努めています。また、できる限り要望事項を実現できるよう対応しています。
60	農業をするにあたり、近くにごみ処理施設ができることでイメージはよくないと思うが大丈夫か。	現に農作物に被害が出たという情報は把握していません。
61	パッカー車から生ごみの汁が出ることはあるか。	そのようなことがないよう指導します。
62	パッカー車でスプレー缶が爆発する危険もあるが、どう対応するか。	屋外等で使い切ったうえで廃棄してもらうよう引き続き周知を行います。
63	パッカー車のルートはどうなるか。	パッカー車は一般道を使用する予定です。
64	一般廃棄物処理施設は、なぜ皆から嫌がられるのか。	廃棄物そのものに対するイメージが関係しているかと思います。過去には大気汚染や臭気、騒音等の環境汚染発生源として捉えられた時代もあったと聞いていますが、現在は迷惑施設というのではなく、エネルギー回収施設として捉えられています。
65	建設候補地で畑を借りているが、いつまで耕作できるか。	地権者には、みかんの収穫は令和6年度までとお願いしています。
66	令和5年12月の説明会で河川の浚渫の話をしたがその後どうなったのか。鉄橋付近は少し減ってきたが、スピードアップをお願いしたい。	有田市で毎年要望は出しており、引き続き求めています。
67	須谷地区で説明会をしたことを有田市の広報やメール等で有田市全体に告知してもらいたい。	今後、検討します。
70	誘致を希望したわけではなく、水害等の懸念から宣言届を提出したことを周知してもらいたい。	組合議会や環境センター連絡協議会の場でも須谷地区の思いは伝えていますが、引き続き周知します。
71	建設予定地周辺で農業散布をする場合、施設に気を使わず実施できるようにしてもらいたい。	農業散布に限らず農作業に影響がないよう配慮します。
72	負の遺産にならないよう、景観のことも考えてもらいたい。 SDGsの理念に沿った持続可能なもので、みかん畑に融合するような施設にしてもらいたい。	建物の外観は景観を考慮し、自治会と一緒に検討できるように計画します。
73	白紙に戻してほしい。 一から場所の選定を行うべきでないのか。 一旦、凍結してもらいたい。	現時点で白紙に戻すことは考えていません。 須谷地区からの宣言届、覚書は、須谷自治会の意向と受け止め進めていますが、現状は立ち止まってこれまでの経緯の説明を行っている状況です。凍結しなければならない状況があれば、当然その判断が必要であると考えます。
74	平成27年の管理者会で現施設の建替えを行わないことを確認しているのであれば、早急に撤去してほしい。	現施設は10年延長について関係地区の同意を得ています。

75	賛否を問う機会をもう一度設けてもらいたい。	区民と相談して進めていきます。
76	周囲を固めてから、地権者に同意を迫るような方法はやめてほしい。	周辺住民には計画内容を周知します。また、地権者にはご理解いただくことが前提であり、同意を迫ることはありません。
77	公害の基準値について、欧米と比べて規制が緩いものもある。日本の基準で大丈夫というだけでなく、きちんと説明してほしい。	次回の施設整備計画の説明時に説明します。
78	将来の子供たちにもごみ処理施設建設の経緯について何らかのかたちで説明してもらいたい。	今後、検討します。